

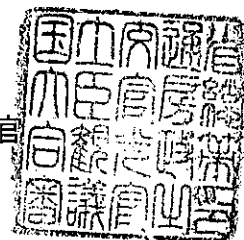


国総観事第277号

平成19年3月30日

社団法人全国旅行業協会会長 殿

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官



「コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について
(平成9年5月2日付け運観旅第273号)」の一部改正について

標記通達については、平成18年5月に設置した「旅行業における電子商取引に
係る検討委員会」における検討を踏まえ、別紙のとおり一部改正を行うので、
通知する。

については、貴協会傘下会員に対し、周知徹底するとともに、その旅行業者代理
業者に対しても周知徹底するようによろしく取り計らわれたい。

なお、本通達は、通知の日より適用する。

コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について（平成九年五月二日付運観旅第二七三号）の一部を次のように改正する。

1 設備

②を次のように改める。

② ①の端末機は、いずれかの措置が講じられているものであること。

イ 電話が備え付けられており、旅行者が、直接、旅行業務取扱管理者が選任されている当該設備を管理する旅行業者の営業所等（以下「管理営業所」という。）と連絡がとれるよう措置されていること。

ロ 画面に説明書面が表示され、契約成立前に、消費者がその内容を了知したことを、その旨を表すアイコンをクリックするなどの行為により確認することが出来るように措置されていること。

③を「② のイの場合にあっては、管理営業所の時間外は当該設備を作動させないこと。」に改める。

2 旅行者と旅行業者との取引の形態

①を「1②イの場合にあっては、取引条件説明書面（パンフレット等）を必ず当該設備に付随して備え置くこと。」また、取引条件説明書面が不足することがないよう、絶えず確認を行うこと。」に改める。

②を次のように改める。

② 募集型企画旅行商品（参加する旅行者を募集することにより実施する企画旅行に係る旅行商品をいう。以下同じ。）の販売にあっては、次のいずれかによること。

イ 1②イの場合にあっては、契約成立前に管理営業所のオペレーターは、旅行者に対して直接電話により、旅行内容及び旅行社の意思の確認を行うこと。

ロ 1②ロの場合にあっては、1②の端末機の画面に説明書面を表示し、契約成立前に、消費者がその内容を了知したことを、その旨を表すアイコンをクリックするなどの行為により確認すること。

④を次のように改める

④ 契約書面の交付に関する取扱については、次のとおりとする。

イ 1 ②イの場合にあつては、①の取引条件説明書面及び③の領収書等に旅行業法施行規則第27条に規定されている事項がすべて記載されていれば、こられの書面の交付をもって契約書面の交付があつたものとする。

ロ 1 ②ロの場合にあつては、②ロに定める手続きにより確認された端末機の画面の説明書面の表示及び③の領収書等に旅行業法施行規則第27条に規定されている事項がすべて記載されていれば、こられの書面の交付をもって契約書面の交付があつたものとする。

5 約款の認可

「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(参考資料) 「コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について」の一部改正案新旧対照表
 ○コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について(平成九年五月二日付運観旅第二七三号)

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>1 設備</p> <p>① (略)</p> <p>② ①の端末機は、次のいずれかの措置が講じられているものであること。</p> <p>イ 電話が備え付けられており、旅行者が、直接、旅行業務取扱管理者が選任されている当該設備を管理する旅行者の営業所等(以下「管理営業所」という。)と連絡がとれるよう措置されていること。</p> <p>ロ 画面に説明書面が表示され、契約成立前に、消費者がその内容を了知したことを、その旨を表すアイコンをクリックするなどの行為により確認することが出来るように措置されていること。</p> <p>③ ②のイの場合にあつては、管理営業所の時間外は当該設備を作動させないこと。</p> <p>2 旅行者と旅行者との取引の形態</p> <p>① ①②イの場合にあつては、取引条件説明書(パンフレット等)を必ず当該設備に付随して備え置くこと。また、取引条件説明書面が不足することがないよう、絶えず確認を行うこと。</p>	<p>(略)</p> <p>1 設備</p> <p>① (略)</p> <p>② ①の端末機に電話が備え付けられており、旅行者が、直接、旅行業務取扱管理者が選任されている当該設備を管理する旅行者の営業所等(以下「管理営業所」という。)と連絡がとれるように措置されていること。</p> <p>③ 管理営業所の営業時間外は当該設備を作動させないこと。</p> <p>2 旅行者と旅行者との取引の形態</p> <p>① 取引条件説明書(パンフレット等)を必ず当該設備に付随して備え置くこと。また、取引条件説明書面が不足することがないよう、絶えず確認を行うこと。</p>

② 募集型企画旅行商品（参加する旅行者を募集することにより実施する企画旅行に係る旅行商品をいう。以下同じ。）の販売にあつては、次のいずれかによること。

イ 1②イの場合にあつては、契約成立前に管理営業所のオペレーターは、旅行者に対して直接電話により、旅行内容及び旅行社の意思の確認を行うこと。

ロ 1②ロの場合にあつては、1②の端末機の画面に説明書面を表示し、契約成立前に、消費者がその内容を了知したことを、その旨を表すアイコンをクリックするなどの行為により確認すること。

③ (略)

④ 契約書面の交付に関する取扱については、次のとおりとする。

イ 1②イの場合にあつては、①の取引条件説明書面及び③の領収書等に旅行業法施行規則第27条に規定されている事項がすべて記載されていれば、これらの書面の交付をもって契約書面の交付があつたものとする。

ロ 1②ロの場合にあつては、②ロに定める手続きにより確認された端末機の画面の説明書面の表示及び③の領収書等に旅行業法施行規則第27条に規定されている事項がすべて記載されていれば、これらの書面の交付をもって契約書面の交付があつたものとする。

⑤⑧ (略)

5 約款の認可

上記の内容が含まれたコンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売に関する約款を定め、旅行業法第十二条の二第一項に規定する国土交通大臣の認可を得ること。その際、旅行者者とコンビニエンスストア等との対価に関する契約書、使用するコンビニエンスストア

② 募集型企画旅行商品（参加する旅行者を募集することにより実施する企画旅行に係る旅行商品をいう。以下同じ。）の販売にあつては、契約成立前に、管理営業所のオペレーターは、旅行者に対して直接電話により、旅行内容及び旅行者の意思の確認を行うこと。

③ (略)

④ ①の取引条件説明書面及び③の領収書等に旅行業法施行規則第27条に規定されている事項がすべて記載されていれば、これらの書面の交付をもって契約書面の交付があつたものとする。

⑤⑧ (略)

5 約款の認可

上記の内容が含まれたコンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売に関する約款を定め、旅行業法第十二条の二第一項に規定する運輸大臣の認可を得ること。その際、旅行者者とコンビニエンスストア等との対価に関する契約書、使用するコンビニエンスストア等

ア等 の場所の一覧表を添付すること。

また、使用するコンビニエンスストア等の場所について変更が生じた場合にはその都度届け出るものとする。

の場所の一覧表を添付すること。

また、使用するコンビニエンスストア等の場所について変更が生じた場合にはその都度届け出るものとする。

コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について

平成9年5月2日 運観旅第273号

沿革 平成12年3月運観旅第156号、平成17年3月国総観旅第453号、平成19年3月国総観事第277号改正

(別添)

旅行業者が、コンビニエンスストア等営業所以外の場所を使用して、募集型企画旅行契約（参加する旅行者を募集することにより実施する企画旅行に係る旅行契約をいう。）の締結、運送機関または宿泊機関の代理行為を行う場合には、下記の要件をすべて満たしたものについてのみ認めることとする。

ただし、運送機関の代理行為のみを行う場合については、「旅行業法施行要領」第二登録2登録事項3）（平成17年2月28日付け国総旅振第386号）によるものとする。

また、下記の要件の妥当性を判断するため、実施後の運用状況について、適宜報告を求めるものとする。

記

1 設備

- ① コンビニエンスストア等に、旅行者から旅行業者へ接続するオンラインシステムの端末機が設置され、旅行内容、旅行代金の明細等所用の事項が記載された券面がこれを使用して発券されるものであること。
- ② ①の端末機は、次のいずれかの措置が講じられているものであること。
 - イ 電話が備え付けられており、旅行者が、直接、旅行業務取扱管理者が選任されている当該設備を管理する旅行業者の営業所等（以下「管理営業所」という。）と連絡がとれるように措置されていること。
 - ロ 画面に説明書面が表示され、契約成立前に、消費者がその内容を了知したことを、その旨を表すアイコンをクリックするなどの行為により確認することが出来るように措置されていること。
- ③ ②のイの場合にあつては、管理営業所の時間外は当該設備を作動させないこと。

2 旅行者と旅行業者との取引の形態

- ① 1②イの場合にあつては、取引条件説明書（パンフレット等）を必ず当該設備に付随して備え置くこと。また、取引条件説明書が不足することがないよう、絶えず確認を行うこと。
- ② 募集型企画旅行商品（参加する旅行者を募集することにより実施する企画旅行に係る旅行商品をいう。以下同じ。）の販売にあつては、次のいずれかによること。
 - イ 1②イの場合にあつては、契約成立前に管理営業所のオペレーターは、旅行者に対して直接電話により、旅行内容及び旅行者の意思の確認を行うこと。
 - ロ 1②ロの場合にあつては、1②の端末機の画面に説明書面を表示し、契約成立前に、消費者が内容を了知したことを、その旨を表すアイコンをクリックするなどの行為により確認す

ること。

- ③ クレジットカードにて旅行代金（申込金も含む。以下同じ。）を收受する方式を利用する場合はクレジットカードを通じた時点、コンビニエンスストア等の店員を介して現金にて旅行代金を收受する方式を利用する場合は旅行代金をコンビニエンスストア等の店員が收受した時点で旅行契約が成立するものとする。いずれの場合も、旅行者が旅行者に対して旅行代金を支払ったことが金額、日付等明確に証明される書面（以下「領収書等」という。）を旅行者が直ちに交付すること。
- ④ 契約書面の交付に関する取扱いについては、次のとおりとする。
 - イ ①②イの場合にあつては、①の取引条件説明書及び③の領収書等に旅行業法施行規則第27条に規定されている事項がすべて記載されていれば、これらの書面の交付をもって契約書面の交付があつたものとする。
 - ロ ①②ロの場合にあつては、②ロに定める手続きにより確認された端末機の画面の説明書面の表示及び③の領収書等に旅行業法施行規則第27条に規定されている事項がすべて記載されていれば、これらの書面の交付をもって契約書面の交付があつたものとする。
- ⑤ 原因不明の設備の誤作動等によるトラブルを避けるため、管理営業所における契約成立日の翌営業日の営業時間中は、取消料を收受することなく変更に応じること。
- ⑥ 各旅行者に対して契約書面に記載された期日までに確定書面を郵送すること。
- ⑦ 契約の変更又は解除については、旅行者に対して必ず旅行者の従業員が直接対応し、コンビニエンスストア等の店員は介在させないこと。また、これに伴う取消料等の收受又は精算についても、必ず旅行者と旅行者が直接行き、コンビニエンスストア等を介在させないこと。
- ⑧ 管理営業所名、管理営業所における旅行業務取扱管理者の氏名及び設備の作動時間については、設備又は取引条件説明書等に明記されていること。

3 コンビニエンスストア等の位置付けの明記

- ① コンビニエンスストア等は単なる設備の設置場所であり、これに伴い旅行者の委託により旅行代金收受業務を行うに過ぎないので、コンビニエンスストア等が自ら旅行業務を取り扱うものではないことが旅行者に分かるように取引条件説明書に明記すること。
- ② 旅行商品は旅行会社（会社名）が直接販売している旨を設備（画面を含む。）、パンフレット置場等で視認できるように工夫するなど、コンビニエンスストア等が旅行者の営業所と誤認されないよう、表示方法には十分留意すること。

4 コンビニエンスストア等と旅行者との関係

旅行者からコンビニエンスストア等に支払われる旅行商品の取扱いに係る対価（端末利用料、代金收受代行業務に対する対価等）には報酬性を持たせないこととする。したがって、取扱高に応じた手数料の支払い等は避け、年度ごとに定額のものに対価として設定すること。

5 約款の認可

上記の内容が含まれたコンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売に関する約款を定め、旅行業法第12条の2第1項に規定する国土交通大臣の認可を得ること。その際、旅行者とコンビニエンスストア等との対価に関する契約書、使用するコンビニエンスストア等の場所の一覧表を添付すること。

また、使用するコンビニエンスストア等の場所について変更が生じた場合にはその都度届け出るものとする。